

令和6年度第6回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年9月9日 月曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石—川—文—男	8番	永—野——惠	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤—松—美—潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番 江 藤 由之助 7番 石 川 文 男 8番 永 野 惠 12番 藤 松 美 潮

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 24 号	農地法第3条の申請について
議案第 25 号	非農地証明願いについて
議案第 26 号	農用地利用集積等促進計画(案)の意見について
報告第 3 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用賃借権の解約受理について(合意解約)

議長	それでは、令和6年度第6回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時40分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、「議案第24号」から「議案第26号」までの3議案19件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第24号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番・2番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	1番・2番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。議案書1ページをお開きください。 「議案第24号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番2番につきましては関連がありますので、一括して説明させていただきます。 ア．所有権の移転 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は田畑合わせて a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 続きまして番号2番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、 、現況、 、地積 m²、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は田畑合わせて a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番・2番について、 農業委員より説明願います。
 委員	おはようございます。8月20日、事務局職員2名、 委員、私の4名で現地確認を行いました。申請地1番は、 の裏の道路、 に向かって の入口の信号の右手下です。2番は信号から左手に500mほど入ったところです。 委員は後継者と一緒に、担い手を広げ、耕作放棄地を畑、水田に変えながら頑張っていこうと意気込みがすごいので、問題はないと思います。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。番号1番2番ともに、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は以前から申請地の隣地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後についてですが、番号1番の土地についてはサ

	ツマイモ栽培を、番号2番の土地については水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、1番・2番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第24号」の1番・2番について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第24号」の1番・2番については、これを許可することに決します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員 入室 >
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は田畑合わせて■■■■a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	8月24日、■■■■農業委員と私と行政書士、事務局職員2名と現地確認をしました。地図で見てもらうと■■■■線に近いのですが、そちらから行けません。■■■■の方に入り、■■■■に行く道路を通り、■■■■の手前を左に入ったところです。■■■■さんが施設に入られたということで、弟の娘の夫である■■■■さんに譲り渡すということです。家がここにあるのですが、ここに■■■■さんが移るのではないかという話も聞いています。管理もできると思います。以上です。
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	おはようございます。■■■■委員の報告の通りです。■■■■さんも子供がおられませんし、問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親族間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、以前から周辺の空き家と併せて土地の管理を行ってい

	ることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はトマト・サツマイモ・イチゴなどを耕作する予定とのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書2ページをお開きください。 番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
事務局	おはようございます。8月23日に、事務局職員2名と譲受人の■■■さんと■■■委員と現地確認しました。申請地は、■■■■線の■■■■集落の■■■から右に300m行ったところの道側になります。■■■さんが10年以上管理していますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	おはようございます。今■■■委員が説明した通りです。譲受人の■■■さんは10年前に帰ってきて現地を藪だったが一人で草刈りをしたという状況です。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で贈与の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は以前から申請地でレモングラスの栽培を行っており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続きレモングラスの栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、経営規模拡大です。

	以上です。
議長	5番について、 農業委員より説明願います。
 委員	おはようございます。8月21日、事務局職員2名、私、推進委員と現地確認をしました。申請地は、 の真向かいです。前は畜産農家の方が牧草を植えていましたが、それもやめて、 さんは山師なのですが、杉の苗を作るためにそこを管理したいということです。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺の非農地と併せて杉の苗を栽培したい譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は で林業関係の仕事を生業としていますが、杉の苗の供給が不足していることから、経営規模拡大のために自ら杉の苗を栽培できる場所を探していたところ話がまとまったとのことです。譲受人は市外在住ではありますが、仕事の関係で申請地周辺に立ち寄ることも多いことから、今回の農地取得に関して、通作・耕作・管理については問題ないものと判断されます。取得後は杉の苗の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	6番について、 農業委員より説明願います。
 委員	8月21日、私と 委員と事務局職員2名とで現地確認をしました。申請地は、 から 方面への峠に上る道の があるんですけど、その を左に行ったところです。 さんは今度空家バンクに登録するので、全部土地を処分したいということで、 さんがずっとこの農地を管理していて話ができたそうです。 さんは 歳ですが、後継者もいて、帰ってきて農業をしているので問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から管理している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は申請地の隣地に居住しており周辺の自己所有地で野菜の栽培を行っていることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は周辺の自己所有地と併せて野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件

	に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号7番、申請人、譲渡人、[]区、[]、持分2分の1、[]歳、[]、持分2分の1、[]歳、譲受人、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、空き家取得と農業開始です。 以上です。
議長	7番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	8月21日、私と[]委員、事務局職員2名と現地確認をしました。申請地は、[]の交差点を[]方面に一山下った途中です。[]さんは、空き家バンクで仲間と家を買っています。その一画に土地があったので、土地を取得しようと思ったようです。また、今話の途中なんですが、空き家が一軒あって、隣に農地を持っている場所があるんですが、後々農振入っているので外して、その後に[]さんが買おうと思っています。その一画を全部買って事業をしたいという考えを持っています。ご審議よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は市外在住で新規就農者ではありますが、申請地付近の空き家を取得しており、手続きが終わり次第ではありますが杵築市内に移住する予定です。耕作及び管理については問題ないものと判断されます。移住後に空き家をリフォームして[]を行うお店をオープンする予定であり、申請地ではお店の食材として使用するハーブやオリーブ等を栽培する計画です。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号7番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第24号」の3番から7番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第24号」の3番から7番について、農地法第3条第1項により、許可することに異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第24号」の3番から7番については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第25号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。それでは議案書3ページをお開きください。 「議案第25号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年頃に、隣接する会社の駐車場として造成し、現在も貸しているとのことです。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	8月20日、私、[]委員と事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は[]より[]方面に進む途中に[]があり、その[]の前を左折して、200mほど行ったところに[]がありますが、その隣に隣接する土地になります。この土地は20年前より埋め立てて[]の駐車場として利用してきたということです。この度、[]へ売りたいというお話で地目を変えたいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が説明した通りです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を8月20日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、平成2年に父からの相続により申請地を取得しています。平成16年頃に、隣接する[]の駐車場が不足していたため、申請地を造成して駐車場として貸してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、隣接する会社へ売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である父の代の昭和50年頃まではみかんを作っていたが、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。

	以上です。
議長	2番について、 農地委員より説明願います。
 委員	先ほどの3条申請の3番で出た案件と隣接しているところですが。以前より耕作できていないということで今回申請されました。今後については さんが管理するということです。以上です。
議長	2番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を8月20日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、令和3年に父からの相続により申請地を取得しています。 前所有者である父の代の昭和50年頃までは、みかんを作っていましたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。 また、 については農用地区域外であることを確認済みであり、 については、9月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の農地と併せて、近くに住む甥に贈与する予定とのことです。 以上です。
議長	今の話だと農振除外できていなくても、非農地証明ができるという話のようですが、それについて説明してください。
事務局	非農地証明願いの申請について、杵築市の取扱いは、これまで農振を除外してからでないと申請ができないということになっていましたが、県に確認したところ、証明書発行基準第2の4、山林の状況になっている農地については、農振除外について後追いで受付ができると確認できました。今回の申請から非農地証明を受け付けて、同時に農振除外の申請をしていただきます。非農地証明の方がどうしても先になりますが、県が見に行った時に非農地の証明が出ているということが除外の条件として、除外が可能になってくるということです。ただ、先に、例えば造成してしまっているとか、始末書が必要な状態になっているところの農振については、除外が済まない非農地証明ができないということです。証明書発行基準第2の5の場合です。先に転用、造成してしまっているところで、農振に入っているけど非農地証明を出してほしいというときは、除外が先です。今回のように証明書発行基準第2の4のときは除外と同時に大丈夫ということが県に確認取れましたので、今回からは非農地証明を受け付けることとしました。
議長	最後までいきながら、皆様のご意見を伺いたいと思います。 次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成10

	年頃に、隣接する会社の駐車場として造成し、現在も貸しているとのことです。 以上です。
議長	3番について、 農地委員より説明願います。
 委員	おはようございます。8月21日、 委員、事務局職員2名、 の担当者の方、私、計5名で現地確認を行いました。申請地は、 線を 方面に向かって、右側に があります。その前の信号を 方面に50m ほど進むと左手に さんの事務所がありますが、その裏にあります。平成10年頃、当時は さんの事務所でした。その当時事務所をこちらに移転したときに、その駐車場、資材置き場等で貸していましたが、現在は さんが、 さんの子会社になりますが、今回貸していた土地が駐車場ということで、アスファルトで舗装されています。本人も 在住ということで、確認ができていなくて、今回非農地申請の審議をいただくということです。よろしくお願いいたします。
議長	3番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	現況の通りでございます。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を8月21日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成17年に父からの相続により申請地を取得しています。 平成10年頃に、隣接する の駐車場が不足していたため、前所有者である父が申請地を造成し、駐車場として貸してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、引き続き駐車場として貸し出す予定であり、将来的には売却を検討しているとのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である父の代の平成5年頃までは米を作っていたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
 委員	8月23日に、事務局職員2名と申請者の さんと 委員とで現地確認を行いました。申請地は、 線の 集落の 沿いになります。申請地はイノシシが荒らしまわって、 さんは市内にいないため、管理が難しいということです。どうぞよろしくお願いいたします。

議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 農地委員が説明した通り、もう市外なので管理できないのでこの状態です。ご審議よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を8月23日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成21年に父からの相続により申請地を取得しています。 前所有者である父の代の平成5年頃まではお米を作っていましたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。 また、この土地については、9月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請者、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年頃までは野菜やヒノキの苗を作っていたが、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	5番について、 農地委員より説明願います。
 委員	8月23日、事務局職員2名と 委員と現地確認を行いました。 集落より700から900mのところの 集落になります。申請地の①②とも、山林になっており、境がわからない状態です。もう山になっています。どうかよろしくお願いします。
議長	5番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 農地委員が説明した通りです。もうどうしようもない状態です。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を8月23日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、祖父からの相続により申請地を取得しています。 平成16年頃までは野菜やヒノキの苗を作っていましたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 本件については、令和6年8月第5回総会の議案第21号、番号5番で非農地証明申請を行った際に申請漏れとなっていたため、今回、追加での申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であるこ

	とを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の農地と併せて、息子名義に変更予定とのことです。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年頃までは米を作っていたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	6番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	8月21日、私、■■■■委員、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、3条申請で出たところと同じです。■■■■から500m くらいの土地です。現状荒れ放題で、■■■■さんが将来的に植林をして管理するという話になっています。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を8月21日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成14年に父からの相続により申請地を取得しています。 平成16年頃まではお米を作っていましたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の農地と併せて売却する予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第25号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第25号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」については、非農地証明書を発行することに決します。

議長	次に、「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の1番・2番及び4番・5番についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをお開きください。 「議案第26号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 ア．利用権の設定(公社への貸付) 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人 大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]^m、他[]筆、合計[]筆の[]^m。設定期間は[]年[]ヶ月再設定で、借人の経営面積は公社のためありません。借人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]^m、他[]筆、合計[]筆の[]^m。設定期間は[]年新規です。 続きまして議案書7ページをお開きください。 イ．利用権の設定(公社からの貸付) 番号4番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、借受人、[]区、[]。対象農地は、杵築市[]、[]筆、[]^mです。 この土地については令和4年8月第5回総会の議案第25号で審議済みであり、[]さんと利用権設定を結んでいましたが、耕作を断念したことに伴い、公社が中間保有している土地になります。今回はその残りの期間を[]さんと新たに利用権設定を結ぶ計画です。 貸付人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 番号5番、申請人、借受人、[]区、[]。対象農地は、杵築市[]、[]筆、[]^mです。 続きまして議案書8ページをお開きください。 番号1番及び4番の詳細になります。借受人の[]さんは杵築市ファーマーズスクールを卒業後に令和4年から就農を開始した認定新規就農者です。利用権の種類は賃借権、年間の賃借料は10a 当たり[]円、設定期間は[]年[]ヶ月再設定。耕作作物はみかんとなっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 続きまして議案書9ページをお開きください。 番号2番及び5番の詳細になります。借受人の[]さんは令和6年6月に認定農業者として認定を受けた地元農家の方です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は[]年新規。耕作作物は水稲となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第26号」の1番・2番及び4番・5番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第26号」の1番・2番及び4番・5番については、農地中間管理事業の推

	< 〇〇委員 入室 >
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第3号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書11ページをお開きください。 「報告第3号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号1番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、借人、〇〇区、〇〇。申請の土地、大字〇〇字〇〇、地番〇〇、地目、〇〇、地積〇〇㎡、他〇〇筆、合計〇〇筆の〇〇㎡。理由は貸人の都合で、新たに利用権の設定を行うためです。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和6年度第6回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時30分：終了)